第2節 中学校教諭の普通免許状

- 1 大学卒業等による取得方法(別表第1)
- (1) 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数		
<i>5</i> € āT 1/	の発展	本 促貝怕	教科及び教職に関する科目		
	専修免許状	修士の学位	8 3		
中学校教諭	1種免許状	学士の学位	5 9		
	2種免許状	短期大学士の学位	3 5		

(注) 1 「修士の学位」には、大学(短期大学を除く)の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位 以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号、施行規則第25条】

2 「学士の学位」には、大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学 力があると認められる場合を含む。

【別表第1備考第2号の2、施行規則第66条の4】

3 「短期大学士の学位」には、教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号の3、施行規則第66条の5】

4 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。

【別表第1備考第5号イ】

- 5 別に、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位の修得が必要なこと。 【別表第1備考第4号、施行規則第66条の6】
- 6 専修免許状取得に係る単位数のうち、1種免許状に係る単位数を差し引いた単位数 (24単位) については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。

【別表第1備考第7号】

7 1種免許状に係る単位は、短期大学及び学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得できる。この場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得すること。

【別表第1備考第8号、施行規則第22条の3】

8 2種免許状を有する者又はその所要資格を得ている者が、1種免許状の授与を受けようとする場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数は、既に修得したものとみなす。この場合の「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法は、1種免許状から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いたものとする。

【施行規則第10条の2第1項、第2項】

9 1種免許状の授与を受けようとする場合は、2種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位数に含めることができる。ただし、この場合2種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

【施行規則第10条の2第3項】

(2)単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【施行規則第4条第1項の表備考第1号】

免許 教科		教科に関する専門的事項に関する科目
	0	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを
		含む。)
国語	0	国文学(国文学史を含む。)
	0	漢文学
	0	書道(書写を中心とする。)
	0	日本史・外国史
	0	地理学(地誌を含む。)
社会	0	「法律学、政治学」
	0	「社会学、経済学」
	0	「哲学、倫理学、宗教学」
	0	代数学
	0	幾何学
数学	0	解析学
	0	「確率論、統計学」
	0	コンピュータ
	0	物理学
	0	化学
理科	0	生物学
	0	地学
	0	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
	0	ソルフェージュ
	0	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)
音楽	0	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)
1	0	指揮法
	0	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史
		(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
	0	絵画(映像メディア表現を含む。)
	_	彫刻
美術		デザイン (映像メディア表現を含む。)
>< m	0	工芸
	0	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美
		術及びアジアの美術を含む。)

免許	
教科	教科に関する専門的事項に関する科目
	〇 体育実技
	〇 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、
	体育社会学、体育史」・運動学
保健	(運動方法学を含む。)
体育	〇 生理学(運動生理学を含む。)
	〇 衛生学・公衆衛生学
	〇 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及
	び救急処置を含む。)
	〇 生理学・栄養学
保健	〇 衛生学・公衆衛生学
不胜	〇 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及
	び救急処置を含む。)
	〇 材料加工(実習を含む。)
技術	〇 機械・電気(実習を含む。)
ניוין אַנ	〇 生物育成
	〇 情報とコンピュータ
	〇 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学
	を含む。)
	〇 被服学(被服実習を含む。)
家庭	〇 食物学(栄養学、食品学及び調理実習
	を含む。)
	〇 住居学
	〇 保育学
	〇 産業概説
	〇 職業指導
職業	〇 「農業、工業、商業、水産」
	〇 「農業実習、工業実習、商業実習、水産
	実習、商船実習」
職業	〇 職業指導
指導	〇 職業指導の技術
	〇 職業指導の運営管理
	〇 英語学
英語	〇 英語文学
	〇 英語コミュニケーション
<u> </u>	〇 異文化理解
	〇 宗教学
宗教	〇 宗教史
	〇 「教理学、哲学」

※すべての科目において、一般的包括的内容を含めて修得する。

(注) 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ1単位以上修得すること。

【施行規則第4条第1項の表備考第1号】

2 「 」内の科目については、そのうち1以上の科目にわたって修得すること。 ただし、「農業、工業、商業、水産」は、これらのうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上修得すること。

【施行規則第4条第1項の表備考第4号】

3 英語以外の外国語の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によること。

【施行規則第4条第1項の表備考第3号】

②「教科及び教職に関する科目」の修得方法

【施行規則第4条第1項の表】

欄	教科及び教職に	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
们料	関する科目	生の付けに含めることが必要な事項		1種	2種
1	教科及び教科の 指導法に関する	教科に関する専門的事項	2 8	28	1 2
	科目	各教科の指導法(情報機器通信技術の活用を含む。)		20	1 2
	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10(6)	6 (3)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営へ の対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	(0)		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
		道徳の理論及び指導法		1 0 (6)	6 (4)
		総合的な学習の時間の指導法			
	 道徳、総合的な	特別活動の指導法			
	学習の時間等の	教育の方法及び技術	1 0		
3	指導法及び生徒	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	(6)		
	指導、教育相談 等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	()		
	41CB / 014 L	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含 む。)の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
4	教育実践に関す る科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
		教職実践演習	2	2	2
5	5 大学が独自に設定する科目		2 8	4	4
		計	8 3	5 9	3 5

(注) 1 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含むことを要しない。

【施行規則第2条第1項の表備考第4号】

2 「各教科の指導法」は受けようとする免許教科の種類に応じ、下記のとおり修得すること。

専修又は1種免許状	8 単位以上
2種免許状	2 単位以上

【施行規則第4条第1項の表備考第6号】

3 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得するものとする。

【施行規則第2条第1項の表備考第3号】

4 「道徳の理論及び指導法」の修得方法は、専修又は1種免許状の場合は2単位以上、2種免許状の場合は1単位以上を修得するものとする。

【施行規則第3条第1項の表備考第4号】

5 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上を修得するものとする。

【施行規則第3条第1項の表備考第4号の2】

6 「教育実習」の単位数には、2単位まで、「学校体験活動」の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。

【施行規則第2条第1項の表備考第8号】

7 「教育実習」は、中学校、小学校及び高等学校(中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校の中学部、小学部及び高等部並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校、小学校及び高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)を中心とする。

【施行規則第4条第1項の表備考第7号】

8 「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程もしくは後期課程、特別支援学校の中学部もしくは高等部又は海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校もしくは高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した場合、経験年数1年について1単位の割合で、以下に掲げる単位をもって替えることができる。

「各教科の指導法に関する科目」

「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

「教育実践に関する科目」(教育実習は除く。)

【施行規則第4条第1項の表備考第8号】

9 他の学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位に充てることができる。

「教育の基礎的理解に関する科目」 8単位まで(2種免許状授与の場合は6単位)

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」2単位まで

「教育実習」 3単位まで

「教職実践演習」 2単位まで

【施行規則第2条第1項の表備考第11号】

10 「最低修得単位数」欄の()は、音楽及び美術の免許教科を取得する場合において、「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の単位の半数まで「教科に関する専門的事項に関する科目」を充てるときの修得単位数である。

この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては()内の数字以上の単位を修得するものとする。

【施行規則第4条第1項の表備考第9号】

1 1 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は以下のとおりとする。

- ハール 出口に飲た) O F I I O F I I O F I					
	1種または2種免許状	専修免許状			
(2)の表の第1から4までの欄に掲げる科目					
大学が加えるこれに準ずる科目	1以上の科目から修得	1 以上の科目から修得			
指定大学が加える科目					

【施行規則第2条第1項の表備考第14号】

12 専修又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修又は1種免許状 に係る第2欄から第4欄に掲げる科目の単位数から2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数ま では、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。

【施行規則第2条第1項の表備考第15号】